

## 第1号議案

### 令和4年度（公財）長崎平和推進協会 事業計画について

#### 第1 はじめに

「原子爆弾の惨禍を身をもって体験した長崎市民は、国境を越え、人種を超え、考え方の相違を乗り越えて、全世界に向かって恒久平和の実現を訴える責務があります。

全ての社会秩序の根幹は平和であり、平和でなければ、文化の向上も、科学の進歩も、経済の発展も望めません。しかし、現実の世界情勢は、核兵器の増加拡散が、また局部的な紛争や東西間の緊張がとどまることなく続いています。長崎市は人類史上最後の被爆地でなければなりません。……」

これは、昭和59年に設立された長崎平和推進協会設立趣意書の抜粋です。

令和4（2022）年1月、ロシアを含む核保有5か国が「核戦争に勝者はなく、決して核戦争をしてはならない」と共同声明を発出した。

それにも関わらず、2月末には、ロシアがウクライナへの軍事侵攻し、核兵器が使用されるリスクも危惧されており、被爆後77年間「長崎を最後の被爆地に」と懸命に訴え続けてきた被爆者をはじめ、長崎市民、平和を願うすべての人々の切なる思いが踏みにじられようとしている。

ロシアによるウクライナへの侵略と核使用の威嚇は、核兵器のない世界の実現に向け努力を続けている国際社会を大いに失望させる行為であり、早急に対話と外交による平和的な解決が求められている。

コロナ禍の影響で、NPT再検討会議や核兵器禁止条約（TPNW）の第1回締結国会議など核軍縮に関する国際会議の延期が続いており、また、新型コロナウイルス感染症は未だ終息する気配が見えない中ではあるが、世界恒久平和と核兵器廃絶のために私たちひとり一人が声を上げ、一致妥結していかなければならない。

#### 【令和4年度の予算編成】

被爆77年目を迎えて、被爆者の平均年齢も約84歳となり、「被爆者のいない時代」が確実に近づいており、被爆100年に向けた新しい平和の取り組みが求められている。

このような中、当協会では「被爆の継承に重点を置き、集中的に事業展開する」としてこれまで取り組みを進めてきたが、新たに被爆100年を見据えて、「国内外で活躍できる若者の育成」と「協会事業の国際的な連携・展開」を加えて協会の方向性を見直し、長崎市の「PEACE100アクション」と連携を図りながら、令和4年度の事業計画と予算案を編成した。

## 第2 令和4年度の事業について

当協会の事業は、公益目的事業である「Ⅰ 平和推進事業」及び「Ⅱ 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業」、「Ⅲ 収益事業」の3事業に区分する。

### Ⅰ 平和推進事業（公益目的事業）

これまでの事業に加え、広報事業ではホームページを改修してSNSを含めた情報発信の充実を図る。啓発事業では、芸術、音楽、スポーツなど「平和の文化の創造」に向けた事業に取り組む。継承事業では公民館での被爆体験講話等の開催に取り組み、中学生の「少年平和と友情の翼」を実施する。育成事業では、アジア青年平和交流事業を見直し、若者の国際交流を推進する。

#### (1) 広報事業費（旧発刊事業費）

協会の広報事業については、これまでの紙媒体からインターネット等を活用した広報PR手法に移行するように取り組む。

##### ① 会報等の発行

###### ア 会報「へいわ」の発行（年4回）

協会の事業活動をはじめ、平和に関する動向をいち早くとらえ、協会会員・役員、各関係機関等に情報提供するとともに、会員相互の連携を図る。

###### イ ブックレット「平和のあゆみ」の発行（年1回）

平和意識高揚のための協会の年間を通じた取り組みや、前年度の活動状況、事業実施状況等をまとめた冊子を作成・発行し、平和を考える際の資料とする。

###### ウ 情報BOXの発行（月1回）

イベント開催予定や行事の結果報告などを掲載し、最新情報の周知を図る。

###### エ 協会会員入会案内リーフレットの配布

協会の事業内容の紹介、会員の特典などを記載し、会員拡大を図る。

##### ② ホームページ、SNS等の活用

協会のホームページを改修し、多言語化並びに事業を分かりやすく表記することにより、協会の活動を広く周知するように努める。また、Instagram、LINE、Facebook、YouTube等SNSでの情報発信を引き続き実施するとともに、長崎電気軌道などの広告媒体を活用し、協会の活動を周知する。

## (2) 啓発事業費

### ① 平和学習の実施

被爆の実相を伝えるため、修学旅行生や市内の小中学校などで被爆体験講話を実施する。また、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館が育成した外国語ボランティアガイドの実践研修を実施する。令和4年度は、令和3年度に新たに制作した平和学習用のDVD・写真パネル等を積極的に貸出しする。

### ② 講演会等の開催

会員及び市民を対象に平和への認識を深めるための講演会を開催するとともに、令和4年度は、芸術、音楽、スポーツなど平和の文化と連携した事業にも取り組む。また、コロナ禍の影響で延期になっている被爆75周年の講演会を開催する。

### ③ 国連軍縮週間行事（市民のつどい）

国連軍縮週間（10/24～30）に様々な行事が行われるなか、会員や市民の協力のもと、戦時食や折り鶴コーナーなどを開設し平和意識の高揚を図る。

## (3) 継承事業費（長崎市からの受託事業）

### ① 県外原爆・平和展開催

被爆の実相に触れる機会の少ない長崎県外において、写真パネルや被災資料の展示、被爆体験講話、ビデオ上映等を通じて、核兵器廃絶と平和に対する意識の高揚を図る。

令和2年度からは、若い世代へ被爆の実相を伝えるため、大学で原爆・平和展を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響でオンラインでの開催となったため、令和4年度も引き続き、大学（ICU）と連携して「原爆・平和展」を開催する。

### ② 語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）

被爆者の被爆体験を語り継ぐ「家族・交流証言者」を育成・支援し、長崎市内に派遣することで、被爆体験の次世代の語り部への継承を推進する。

また、証言者同士の交流会の開催やスキルアップの取り組みを強化する。

令和4年度も引き続き、長崎市内の全被爆者に対し、長崎市が年度初めに発送するお知らせパンフレットに家族証言者の募集記事を掲載するなど、さらなる事業の周知に取り組む。

### ③ 青少年ピースボランティア育成

青少年が被爆の実相や戦争について学び、さまざまな視点から平和について考え、行動することにより、被爆体験の継承と平和意識の高揚を図る。

令和4年度は、青少年ピースボランティアが自主的に企画し活動するための支援や、年間を通して活動できる仕組みの構築に積極的に取り組む。

#### ④ 青少年ピースフォーラム

毎年8月9日の平和祈念式典にあわせて、全国の自治体が派遣する平和使節団の青少年と地元長崎の青少年とが一緒に被爆の実相や平和の尊さを学習し、交流を深めることで平和意識の高揚を図る。また、企画段階から青少年ピースボランティアが中心となり事業運営を進めていく。

#### ⑤ 青少年平和交流

令和4年度は、3年に1回実施している「少年平和と友情の翼」事業の開催する年度となる。次世代を担う中学生が集い、沖縄での平和施設の見学や同世代との交流活動を通して、お互いの連帯と友情を深めながら、被爆の実相を学び平和を希求する心の醸成を図るものである。研修時には、青少年ピースボランティアがチームリーダーとなり運営を担う。

#### ⑥ 平和学習発表会

令和3年度から長崎市から受託し、令和4年度も、開催を予定している。

市内中学生が一同に会し、日頃取り組んでいる平和学習の成果などの発表を通して、各学校における生徒の平和の取り組みを発展させる機会とするものである。青少年ピースボランティアが当日の進行役をつとめるとともに、活動報告を行い、中学卒業後、青少年ピースボランティアとしての登録を促す。

### (4) 調査研究費

平和・軍縮関係の会議やシンポジウムなどに、協会役員・職員を派遣し、情報収集や関係機関との交流・意見交換を図る。

### (5) 育成事業費

#### ① 部会活動

協会会員が市民とともに平和意識の啓発・高揚を図るために部会活動を行う。

(継承部会、写真資料調査部会、国際交流部会、音楽部会)

また、次世代育成と活動の活性化に向けた検討を行う。

#### ② 平和案内人派遣

観光客や長崎県内の学校の平和学習を対象に、原爆資料館や被爆建造物等のボランティアガイドである平和案内人(1～7期生 163人)の活動を支援する。

## ②-2 平和学習支援業務

長崎市内小中学校の平和案内人碑めぐりガイドは、令和2年度から長崎市教育委員会からの受託事業として実施している。

## ③ 国際青年平和交流事業（旧・アジア青年平和交流事業）

長崎の若者（大学生・高校生）に、平和に関する自由な発想の「企画」を募集し、発表・審査会を経て、協会から学生側に事業を委託して学生自ら実施する。

令和4年度は、交流先をアジアから世界に広げ、募集対象の年齢を15歳から29歳にまで広げ、若者の参加を積極的に促す。

## ④ 平和事業への支援（共催、後援）

協会の活動趣旨と合致する音楽会や講演会、シンポジウムなどの事業・活動を協会が共催・後援することにより平和事業の推進を支援する。

## ⑤ 秋月グラント

被爆の継承や平和意識高揚のための事業を実施する団体等へ、初代理事長である(故)秋月辰一郎氏の名を冠した助成を行い、平和に関する事業・活動を支援する。令和4年度は、本事業の対象地域を長崎市内から長崎県内へ広げ、積極的な活用を広く呼びかける。

## (6) 平和推進事業に係る職員の人件費、及びその他事務に要する経費

## II 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業（公益目的事業）

国（厚生労働省）から国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理及び事業運営を受託し、被爆の実相・核兵器の脅威を国内外へ広く伝え、もって核兵器廃絶・世界恒久平和を実現するため、来館者へ原爆死没者への追悼の念と平和を祈念する心の涵養を図る。

また、被爆関連資料・情報の収集や提供、海外原爆展、被爆医療を中心とした国際協力・交流事業を実施し、核兵器廃絶と平和意識の高揚・醸成を図る。

特に、コロナ禍の中、感染防止対策に十分に配慮しながら、来館者の安全を図る。

令和4年度は、被爆体験記の収集や被爆証言ビデオの製作、被爆体験記の朗読などに積極的に取り組む。

さらに、国内外の若者の交流促進により平和ネットワークの構築・拡大をめざす。

### 【祈念館の主な事業】

#### ① 原爆死没者の氏名・遺影の登録・公開及び死没者名簿の保管

令和4年度も、長崎県市等と連携して、氏名・遺影の登録に取り組む。

② 被爆体験記等の収集・整理・公開

令和4年度は、長崎市内・県内の全被爆者に対し、市や県が実施する年度初めのお知らせ発送に合わせ、チラシを同封するなどして、被爆体験記収集に取り組む。

③ 企画展の開催（収集した被爆体験記等の展示・公開）

④ 被爆体験記執筆補助

令和4年度は、被爆体験記収集と同様に執筆補助の取り組みを強化する。

⑤ 被爆証言ビデオ製作

令和4年度は、被爆体験記収集と同様に被爆証言ビデオの製作にも積極的に取り組むとともに、被爆者映像対話装置を含めた被爆証言ビデオの活用を検討する。

⑥ 被ばく医療関連情報の収集・整理・提供

⑦ 平和関連情報の収集・整理・提供

⑧ 海外原爆展の開催

令和4年度以降は、RECNAから効果的な開催候補地の助言を得る。

⑨ 多言語化対応事業

（被爆体験記等の英語・中国語・韓国語等への翻訳）

⑩ 外国語講座の開催

（平和ボランティア育成外国語講座：英語・中国語・韓国語）

⑪ 被爆体験記の朗読事業

令和4年度は、朗読ボランティア「永遠の会」を市内小中学校の児童・生徒への朗読指導のために派遣する。

⑫ 家族・交流証言者等の派遣および語学等の研修

令和4年度は、英語研修を受けた家族・交流証言者等が祈念館内で英語による定期講話を実施する。

⑬ インターネット会議システムによる平和学習・交流（ピースネット）

⑭ 修学講習の実施（追悼平和祈念館における被爆体験講話）

⑮ インターネットによる情報提供（グローバルネット等）

⑯ 情報展示システムの保守・管理

⑰ 平和・国際交流ネットワーク構築

令和4年度は、これまでのアジア地域に限らず国内外の若者の交流の機会を設けるなど横の展開の充実を図る。

⑱ 国際平和祈念映画祭の開催

- ⑱「被爆の実相の伝承」のオンライン化・デジタル化事業（RECNA との連携）  
令和3年度は、被爆前写真の収集とそれを活用したデジタル教材の開発に着手したが、令和4年度も、引き続きデジタル教材の制作と教材のマニュアル作成などに取り組む。
- ⑳ 祈念館施設・設備の維持管理

### Ⅲ 収益事業（図書等販売）

令和元年9月1日から長崎原爆資料館が指定管理者に移行したために、原爆資料館売店での販売は指定管理者に委託販売となったが、令和3年度から、販売を広げるために市内書店で書籍等の販売を始めた。

令和4年度からは、これまで以上に平和グッズの開発を進めて、ホームページ等を活用し、書籍や平和グッズの販売の強化を図る。

なお、法人税や次期繰越し経費を除いた利益の50%は、「平和推進事業」へ繰り入れる。

### Ⅵ 管理運営に係る費用（法人会計）

公益法人を適正に運営するために、定期的を開催する理事会、評議員会等に要する費用である。

勤怠管理等システムを令和4年度から本格稼働することで、職員の勤怠状況や労働時間をリアルタイムに把握することにより、適切な勤怠管理を推進するとともに、業務の効率化及びペーパーレスによるコスト削減をおこなう。

### Ⅴ その他

協会の会費のあり方について見直しを行い、香典返しなどの寄附拡大を呼び掛けて収益の増加に取り組む。